

## 平成 23 年度家畜衛生講習会の開催

平成 23 年 10 月 21 日（金）新潟県自治会館において、新潟県農林水産部畜産課、公益社団法人新潟県畜産協会及び公益社団法人新潟県獣医師会三者の共催で、平成 23 年度家畜衛生講習会が開催され、畜産経営者、産業動物獣医師、畜産関係団体、市町村、県関係者等 139 名が参加した。

講習会は、「家畜伝染病予防法改正を踏まえた飼養衛生管理基準等の見直しについて」と題し、農林水産省消費・安全局 動物衛生課 課長補佐の山野淳一先生から講演をいただいた。

講演では、昨年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、本年 4 月に家畜伝染病予防法が改正され、侵入防止として水際の検疫措置の強化、家畜の所有者は、日頃から消毒等の衛生対策を適切に実施、飼養衛生管理の状況を都道府県へ報告、飼養衛生管理基準に埋却地の確保等を規定、一定の症状を呈している家畜を発見した場合の届出、口蹄疫のまん延防止のため予防的殺処分が可能、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜・疑似患畜の殺処分では評価額全額を交付、ただし、通報などの防止措置を怠った者に対しては手当金を減額又は不交付などの改正点について説明され、緊急支援チームの整備や定期的な防疫演習などを着実に推進することが必要とされた。

また、この改正を踏まえ「飼養衛生管理基準」も改正され 10 月 1 日から施行されたが、畜種ごとに基準が作られ、家畜防疫情報の把握、衛生管理区域の設定と病原体の侵入防止、家畜の健康観察と異常家畜の通報、埋却地の確保、感染ルート特定のための記録の作成等畜産農家が遵守すべき事項が盛り込まれており、地域の畜産農家が連携してこの基準の遵守に取り組んでいただきたいと結ばれた。講演終了後、活発な質疑、応答が行われ盛会裏に終了した。



講演される 山野淳一先生